

平成27年第3回定例会（9月議会） 産業観光分科会・委員会 提出資料

平成27年9月16日
産業労働部

【所管事項関連】

産業政策課 県内経済雇用情勢について【当日配布】

秋田県まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向けた制度の創設について

(1) 地域産業振興課 地方創生産業インフラ整備事業費
補助金について【制度創設】 …… 1

(2) 産業集積課 本社機能等移転促進事業補助金等
について【制度創設・拡充】 …… 2

(3) 商業貿易課 情報関連産業立地促進事業について
【制度創設】 …… 4

資源エネルギー産業課 秋田港発電所（仮称）建設計画に係る
環境アセス手続きについて …… 5

地方創生産業インフラ整備事業費補助金について【制度創設】

地域産業振興課

1 目的

秋田県まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向け、重点的に育成を図ることとしている産業分野における拠点形成及び将来の雇用増につながる取組について、短期・集中的に支援を行う。

2 概要

重点産業分野におけるサプライチェーンの形成、企業間連携等複数の県内企業の参画が見込まれ、県内への波及効果の高い事業計画を知事が認定し、認定計画に基づく設備投資に対し、助成する。

対象分野	航空機産業、自動車産業、新エネルギー関連産業、医療福祉関連産業（製造業分野に限定）	
対象企業	県内に製造拠点を有する中小企業者	
補助要件	事業計画（5年間）について知事の認定を受け、事業計画申請後2年以内の投下固定資産額が1億円以上であること。	
対象経費	建物取得費（補助率1/4を除く。）、設備取得費、工事費	
補助率等	補助率	基準
	1/2	一貫工程化、新たな製品の製造、部品のモジュール化を目的とした施設・設備投資で国際的な認証の取得を伴うものなど県内への高い波及効果が見込まれること
	1/3	一貫工程化、新たな製品の製造、部品のモジュール化を目的とした施設・設備投資で複数企業により組合（※）を組織し、構成企業が共同利用すること
	1/4	一貫工程化、新たな製品の製造、部品のモジュール化を目的とした設備投資で複数企業が連携して取り組むこと
補助上限	5億円	
計画認定期間	平成27年10月～平成32年3月	

※組合・・・事業協同組合、協業組合、有限責任事業組合 等

本社機能等移転促進事業補助金等について【制度創設・拡充】

産業集積課

1 目的

秋田県まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向け、本社機能等に移転する企業に対する助成制度を創設・拡充し、県内での多様で安定的な雇用の創出を図る。

2 概要

(1) 本社機能等移転促進事業補助金の創設

本社機能等の移転等に要する経費を助成する。

補助要件	・県内に本社機能等に移転し、本店登記するもの（ただし、登記については案件に応じて協議） ・県内本社機能等での増加常用雇用者数2人以上（役員も含む）
対象経費	移転に要する事務経費、建物及び付属設備、一般設備、生産設備、従業員の転居等に要する費用、新規常用雇用者の初年度人件費
補助率	40%以内
補助上限	4,000万円

※1) 本社機能等…全社的な事業活動を統括する管理業務部門、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門および研究所、研修所（国の規定を準用）。

※2) 大規模な移転案件への対応…必要により別途、追加措置等を検討する。

(2) 本社機能等の移転とあわせ設備投資を行う場合の制度拡充

「あきた企業立地促進助成事業補助金」及び「がんばる中小企業応援事業補助金」の雇用要件を緩和するほか、補助率を加算する。

補助金名称	雇用要件の緩和		補助率の特別加算
	現行通常	本社移転	
あきた企業立地促進助成事業補助金 (設備投資支援型)	10人以上	5人以上	+5%
がんばる中小企業応援事業補助金 (企業立地・雇用増加型)	5人以上	2人以上	

(3) 計画申請期間

平成27年10月～平成32年3月

(参考) 地域再生法に基づく国の特例措置について

国では、企業の地方拠点強化促進施策として、国税の税額控除や特別償却、自治体が行う地方税の減額に対する減収補填等を行う。

なお、今回の県の制度創設は、国の施策にあわせ、独自の支援策を追加することにより、秋田県への本社機能等の移転を促進しようとするもの。

(1) 対象分野

業種の制約なし（ただし、風俗営業等に該当する事業を行う者は除く）

(2) 特例措置の主な要件

地域再生計画に適合するものであり、本社機能等の移転（東京23区からの移転）・拡充により、10人以上（中小企業は5人）の雇用増加があること

(3) 特例措置の概要

① オフィス減税の特例

2,000万円以上（中小企業者は1,000万円以上）の建物等の取得に対し、特別償却15%（移転型は25%）または税額控除4%（移転型は7%）

② 雇用促進税制の特例措置

地方拠点の当期増加雇用者一人当たり最大50万円（移転型はさらに3年間30万円/年）を税額控除

③ 地方税の減収補填

自治体が地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の軽減措置を行った場合、減収分に対し補填措置

(4) 国の特例措置を適用するための県の対応

① 地域再生法に基づく地域再生計画の策定

市町村と協議の上、計画を策定し、11月末まで国認定（予定）

② 県税条例の改正

税務課から提案予定（時期未定）

情報関連産業立地促進事業について【制度創設】

商 業 貿 易 課

1 目 的

秋田県まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向け、成長産業である情報関連産業において、新規立地及び事業拡大を促進し、地元人材活用による情報関連技術者の育成と仕事づくりを図るため、新たな支援制度を創設する。

2 概 要

対象企業	県内に本社を有し（新たな設置を含む）、情報関連事業を行う中小企業者	
補助要件	県内で雇用した情報関連技術者（新規常用雇用者）5人以上（ただし、既存県内企業の事業拡大の場合は2人以上）の増加	
対象経費	補助項目	補助率
	①建物・機械設備等の賃借料	20% 【3年間】
	②通信回線使用料	20% 【3年間】
	③人材育成費	情報関連技術者（新規常用雇用者） 雇用者数×年間50万円 <div style="text-align: right;">【3年間】</div> 情報関連技術者以外の職員 （新規常用雇用者） 雇用者数×年間25万円 <div style="text-align: right;">【1年間】</div>
補助上限	年間3,000万円 （①+②については、③人材育成費を上限とする。）	
計画申請期間	平成27年10月～平成32年3月	

（参 考）

○ 情報関連事業

日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」のうち、「情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）」「インターネット付随サービス業」「映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業）」

○ 情報関連技術者

日本標準職業分類の大分類「B専門的・技術的職業従事者」のうち、「システムコンサルタント」「システム設計者」「情報処理プロジェクトマネージャ」「ソフトウェア作成者」「システム運用管理者」「通信ネットワーク技術者」「その他の情報処理・通信技術者」に相当する技術者

秋田港発電所(仮称)建設計画に係る環境アセス手続きについて

資源エネルギー産業課

丸紅(株)及び(株)関電エネルギーソリューションが、「秋田港発電所(仮称)建設計画」に係る、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の届出等を、次により行う予定である。

1 送付年月日

平成27年9月25日

2 配慮書の概要

- ・ 事業の目的及び内容
- ・ 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- ・ 発電所建設計画に係る計画段階環境配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

公告・縦覧

- ・ 公告日：平成27年9月25日
- ・ 縦覧期間：平成27年9月25日～10月26日
- ・ 縦覧場所：秋田県庁、秋田市役所、潟上市役所 等

《参考》 環境影響評価の流れ

